

別表第1（第3条関係）

ガス販売量に関する算定方法

ガス販売量は、次の算式により算定するものとする。なお、供給地点群の規模その他の条件により供給地点群ごとに差異が生ずるときは、適正な数量によることができるものとする。

$$1 \text{ 供給地点当たりのガスの月平均販売量の標準値} ※ \times \text{ 供給地点数} \times 12$$

（注）供給地点数＝第2条第1項に規定する供給地点の数（以下同じ。）

※は、経済産業大臣が別に告示する値とする。